

# 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項

## 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市宿泊基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）に参加する選手・監督，役員，視察員，報道員及びその他関係者（以下「国体参加者」という。）に提供する弁当の調達について、万全を期すため必要な事項を定める。

## 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、国体参加者の弁当調達業務を実施する。

## 3 弁当調達計画

弁当調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

## 4 弁当の種類及び調達期間

### (1) 斡旋弁当

選手・監督，視察員，報道員，競技会係員等のうち弁当を希望するものに、斡旋する弁当

### (2) 支給弁当

大会役員，競技役員，競技補助員，競技会補助員等に、支給する弁当

### (3) 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては、国体の競技会会期期間，支給弁当にあつては、国体の準備，運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

## 5 弁当調製施設の指定及び取消

(1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設選定基準に基づき実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、当該弁当調製施設に燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定書（第1号様式）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定取消書（第2号様式）により指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

- イ 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し，営業の全部又は，一部の禁止，若しくは，期間を定めての停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

## 6 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し，衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。